

## 大型連休の対応について

2019年5月1日が天皇の即位の日で休日となったことから、4月27日から5月6日までの10日間は連休となります。

市民に身近な自治体である市役所の役割を考慮し、市民生活に支障の出ないよう対応するとともに、以下の事項に配慮するよう周知徹底をお願いします。

### ■ 業務を行う部門について

- ・ 職場内で役割分担を行い、特定の職員に集中しないよう配慮するとともに、業務量を精査し、業務の運営に必要な人員を確保するよう適切な人員配置を行うこと

### ■ 危機管理対応について

- ・ 連休中に発生する危機事象等に的確に対応できるよう、緊急連絡網の確認など危機管理体制を構築すること

### ■ ワークライフバランスの推進について

- ・ 連休中に心身のリフレッシュを図り、育児への参加など家族サービスやプライベートの充実に努めること

### ■ その他

- ・ 連休中の業務について取りまとめており、準備が整い次第、情報発信（市報にいがたの掲載は、4月21日号を予定）を行います。

### 【業務を行う主な分野（予定）】

- ・ 各種証明発行等：パスポートセンター
- ・ 戸籍届出の受付：8区役所
- ・ ごみの収集：家庭ごみの収集カレンダーのとおり
- ・ 子育て支援：休日保育を13園で対応
- ・ 医療：急患診療センター、西蒲原地区休日夜間急患センター
- ・ 文化・スポーツ：マリンピア日本海、みなとぴあ、新潟市美術館、新津美術館、  
スポーツ施設
- ・ 生涯学習：公民館、図書館